近江八幡市

離職・廃業/収入が減ったことにより、賃貸住宅の家賃支払いにお悩みの方へ

住居確保給付金のご案内

家賃のお支払いを支援し、あなたの就職活動(※1)をサポートします！



(※1)自営業者の方は、給付金を受けながら事業再生のための活動ができる場合もあります。

○どのような方が対象ですか？

○離職・廃業をして２年以内(※２)の方
○やむを得ない休業等により収入が減り、家賃を払えなくなりそうな方/住む家がない方

(※２)病気、けが、育児等でやむを得ず求職活動ができなかった場合は最大４年

○収入などの制限はありますか？

	単身世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯
①収入基準額（月額）(※3)	12.1万円	16.6万円	19.3万円	22.1万円
②預金・現金上限額	51.6万円	74.4万円	88.2万円	100万円
支給家賃上限額	3.5万円	4.2万円	4.6万円	4.6万円

(※3)収入基準額は家賃額によって変わります。 ①と②両方当てはまる必要があります。

●お問合せ●
近江八幡市福祉保険部　福祉暮らし仕事相談室（福祉政策課内）
TEL：0748-36-5583　　FAX：0748-32-6518
E-mail：010806@city.omihachiman.lg.jp
◆受付時間◆月曜～金曜（祝日除く）9：00～16：45



近江八幡市

住居確保給付金のご案内

賃貸住宅にお住まいの方

住居確保給付金は、原則３ケ月 最大９ケ月、 家賃相当額（上限あり）を自治体から家主さんに直接支給し、住居を確保する制度です。離職等の場合は、常用就職に向けての活動が必要です。

（対象者）
離職・廃業から2年以内　または　休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



住居確保給付金の支給により、
安定した生活を送ることができます。

主な給付要件チェックリスト

項　　目	チェック欄
離職・廃業をした日から２年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少している。	□
資産（預貯金・現金）が一定額以内、かつ、収入基準額を超える収入を得ていない。 ※近江八幡市の収入基準額等（※世帯の収入と資産）	□
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していた。	□

	単身世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯
収入基準額（月額）	12.1万円	16.6万円	19.3万円	22.1万円
預金・現金上限額	51.6万円	74.4万円	88.2万円	100万円
支給家賃上限額	3.5万円	4.2万円	4.6万円	4.6万円

○すべての項目にチェック✓が付いた方
住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、近江八幡市役所福祉暮らし仕事相談室（電話番号0748-36-5583）に相談してください。